

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次  
◇規則 鳥取県税条例施行規則

## 規 則

鳥取県税条例施行規則をここに公布する。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### ◇鳥取県規則第二十七号

鳥取県税条例施行規則

(賦課徴収に関する帳簿)

第一条 県税事務所長（以下「所長」という。）は次の各号に定める帳簿を備えなければならない。

- 一 県税台帳 第一号様式
- 二 調定りん議簿 第二号様式
- 三 県税徴収合計簿 第三号様式
- 四 県税徴収簿 第四号様式

2 前項各号の帳簿は便宜により数冊に分け又は必要に応じ補助簿を設けることができる。

(課税地移転に伴う引継)

第二条 所長は、その区域内の県税で、鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」という。）第八条の規定による課税地が他の管轄区域に転じたときは、関係帳票を関係所長に引き継がなければならない。

2 前項の引継を受けた所長は、引継をした所長に引き受けた旨を通知しなければならない。  
(証明書の交付)

第三条 所長は、条例第七十七条の施設の経営者等が風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第三項の規定による許可の更新を求める場合において、娯楽施設利用税を納入し若しくは納付したと、滞納に係る娯楽施設利用税について徴收猶予、滞納処分執行の停止若しくは滞納処分執行の猶予が行われていること並びに天災その他やむを得ない事由に因るものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第五号様式による証明書を交付しなければならない。

2 所長は、道路運送車輛法(昭和二十六年法律第八十号)第九十七条の二第一項の規定によつて自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納してゐないこと、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由に因るものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第六号様式による証明書を交付しなければならない。

むを得ない事由に因るものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第六号様式による証明書を交付しなければならない。

3 所長は、試掘権者が鉱業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)第四条の二又は第二十條第四項の規定によつて当該試掘鉱区に係る鉱区税を滞納してゐないこと、又は鉱区税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書の交付を申請したときは、第七号様式による証明書を交付しなければならない。  
(過料を科したときの報告)

第四条 所長は、条例第二十二條、第五十九條、第六十条、第六十五條及び第二百二十三條の規定により過料を科したときは、直ちにその事実を知事に報告しなければならない。

(異議申立の進達)  
第五条 所長は、条例第二十八條の規定による異議申立

を受けたときは、直ちにその事実を調査して、意見を附して知事に進達しなければならない。

(個人の県民税に係る徴收整理簿の備付)

第六条 市町村は第八号様式による徴收整理簿を備え、調定額、徴收済額及び県金庫への払込額その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による徴收済額の記載は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第八条の規定によるあん分率によつてあん分した額によらなければならない。

(県民税の所得割の課税総額の通知書)

第七条 条例第三十二條の規定による県民税の所得割の課税総額の通知は第九号様式の通知書による。

(徴收取扱費の算定に関する報告)

第八条 条例第三十八條の規定によつて市町村長がする報告は第十号様式の報告書による。

(不動産の価格等の通知)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第七十三條の二十一第三項の規定による不動産の価格等の通知は、第十一号様式の通知書による。

第十条 第六十六條の規定による固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知は、第十二号様式の通知書による。

(娯楽施設利用税及び遊興飲食税の特別徴収義務者の指定及び登録手続)

第十一条 所長は、条例第八十一條第二項又は第九十七條第二項の規定によつて特別徴収義務者を指定したときは、第十三号様式による特別徴収義務者指定書により通知しなければならない。

2 所長は、前項の規定による指定通知を發したとき又は条例第八十一條第一項若しくは第九十七條第一項の規定の特別徴収義務者の登録申請書を受理したときは、第十四号様式による娯楽施設利用税特別徴収義務者

登録簿及び遊興飲食税特別徴収義務者登録簿を備へ、これを整理しなければならない。

(娯樂施設利用税及び遊興飲食税の納税者台帳)

第十二条 所長は、条例第八十三条及び第九十三条第四項の規定による申告書を受理したときは、第十五号様式による娯樂施設利用税納税者台帳及び遊興飲食税納税者台帳を備え、これを整理しなければならない。

(娯樂施設利用税に係る等級決定の通知)

第十三条 所長は、条例第七十九条第四項の規定により等級を決定したときは、第十六号様式による等級決定通知書により通知しなければならない。

(特別徴収に係る諸用紙の受払等に関する手続)

第十四条 所長は、果が作成する用紙による利用券用紙又は利用券引換券用紙の受払及び果が作成する用紙によらない利用券用紙又は利用券引換券用紙の発行状況を明らかにするために、第十七号様式による利用券用紙及び利用券引換券用紙受払簿、第十八号様式による

利用券用紙及び利用券引換券用紙使用状況簿、並びに第十九号様式による利用券用紙及び利用券引換券用紙検印押なつ簿を備え、出納若しくは検印押なつ又は納入申告書の提出のあつた都度これを整理しなければならない。

2 所長は、遊興飲食税領收証用紙の交付状況を明らかにするため、第二十号様式による遊興飲食税領收証用紙受払簿を及び果が作成する用紙によらない遊興飲食税の領收証の承認状況を明らかにするため第二十一号様式による遊興飲食税検印押なつ簿を備えこれを整理しなければならない。

(条例第一百一条の規定による申告に伴う手続)

第十五条 所長は、条例第一百一条第二項の規定による通知をするときは、第二十二号様式による認定書を交付しなければならない。

2 所長は、条例第一百一条第二項の認定をしたとき及びその場所に該当しないこととなつたときは、遊興飲食

税特別徴収義務者登録簿にその旨を記載しなければならない。

(利用券用紙交付申請等の書類)

第十六条 娯樂施設利用税に係る利用券用紙等の交付及び返納に関する書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

一 利用券(利用券引換券)用紙交付申請書

第二十三号様式

二 利用券(利用券引換券)用紙返納書

第二十四号様式

三 特別利用券(特別利用券引換券)発行承認申請書

第二十五号様式

(遊興飲食税の領收証に関する特別承認の申請)

第十七条 条例第一百二条第二項の規定による遊興飲食税の領收証に関する特別承認の申請は、第二十六号様式の申請書による。

(徴収金又は納入金を郵便振替貯金の方法で払い込む

場合の手続)

第十八条 条例第九条第二項の規定により徴収金を郵便振替貯金の方法によつて払い込む場合は、その払い込むべき県税事務所所在地の県金庫又は支金庫の口座に払い込まなければならない。

(同族会社等に対する徴収金の納付又は納入通知書の交付)

第十九条 所長は、条例第十条又は第十一条の規定により同族会社等に徴収金を納付又は納入させようとするとき又は法第十六条の四第二項の規定により徴収金及び担保物の処分費を保証人に納付又は納入させようとするときは、その納期限前十日までに第二十七号様式による納付又は納入通知書を交付しなければならない。

(徴収猶予に伴う手続)

第二十条 所長は、条例第十三条第一項又は第二項、第十七条第一項又は法第七十三条の二十五第一項の規定

により徴收猶予をしたときは第二十八号様式による徴收猶予通知書を、条例第十五条第一項、第十七条第二項又は第六十八条第二項の規定により徴收猶予の取消をしたときは第二十九号様式による徴收猶予取消通知書をそれぞれ当該納税者又は特別徴收義務者に交付しなければならぬ。

2 所長は、前項の処分を決定したときは、第三十号様式による徴收猶予整理簿により、これを整理しなければならぬ。

(納期限延長に関する手続)

第二十一条 所長は、条例第二十三条の規定による納期限延長の申請を受理したときは、すみやかにその認否を決定し、これを本人に通知しなければならない。

(滞納整理票の調製)

第二十二条 所長は、納期限までに徴收金を納付又は納入しない者があるときは、第三十一号様式による滞納整理票を調製しなければならない。

(現金領収の手続)

第二十三条 関係吏員(徴税吏員である出納員及び分任出納員をいう。以下同じ。)は、徴收金を領収したときは第三十二号様式による領収証書を交付しなければならない。

(滞納整理上の手続)

第二十四条 所長は、関係吏員をして滞納整理をさせようとするときは、その吏員に第二十二条の規定による滞納整理票を交付しなければならない。

2 滞納整理をした関係吏員は前項の交付を受けた滞納整理票のうち未納に係るものについては、そのてん末を記入し、第三十三号様式による復命書を添え出納員を経て所長にこれを返還しなければならない。

(現金の領収並びに払込手続)

第二十五条 所長は、関係吏員に現金を領収させようとするときは、出納員をして第三十四号様式による領収証書用紙及び徴收現金引継簿に綴り番号及び引渡枚数を記載し、領収証書用紙を交付させなければならない。

を記載し、領収証書用紙を交付させなければならない。

2 関係吏員が現金を領収したときは、領収証書用紙及び徴收現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第三十五号様式による延滞金及び延滞加算金計算書及びてん末を記入した滞納整理票を添え出納員に引き継がなければならない。

3 出納員は、前項の現金引継を受けたときは、第三十六号様式による現金払込りん議簿にこれを記載し、鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第三十九条の規定による納付書により現金を県金庫に払い込まなければならない。

(滞納処分のための書類の様式)

第二十六条 県税徴收のための滞納処分執行に関する書類の様式は次の各号に定めるところによる。

- 一 差押調書 第三十七号様式
- 二 債権差押通知書 第三十八号様式

三 債権及び所有権以外の財産権差押通知書 第三十九号様式

四 公売公告 第四十号様式

五 滞納処分終了後滞納者に交付する計算書 第四十一号様式  
(差押物件の取扱)

第二十七条 財産の差押をした関係吏員は、その差押をした動産及び有価証券を直ちに引きあげなければならない。但し、滞納者又は第三者に保管させることができる。

2 前項但書の規定による場合は、第四十二号様式による封印をちよう付し、又はその封印をちよう付することのできない物件には、適當の方法で差押物件であることを明白に表示しなければならない。

(滞納処分執行停止に伴う手続)

第二十八条 法において援用する国税徴收法(明治三十二年法律第二十一号)第十二条第二項の規定による通知

は第四十三号様式、同条第四項の規定による通知は第四十四号様式の通知書による。

2 所長は、滞納処分執行停止又はその取消をしたときは、第四十五号様式による滞納処分執行停止整理簿によりこれを整理しなければならない。

(滞納処分執行猶予に伴う手続)

第二十九条 法において援用する国税徴収法第十二条の二第二項の規定による通知は第四十六号様式、同条第三項の規定による通知は第四十七号様式の通知書による。

2 所長は、滞納処分の執行猶予又はその取消をしたときは、第四十八号様式による滞納処分執行猶予整理簿により、これを整理しなければならない。

(財産差押後納付又は納入があつたときの取扱)

第三十条 所長は、納税者又は特別徴収義務者の財産を差押した後、その徴収金を完納したときは、差押を解除しなければならない。この場合において、第二十七

条第二項の規定により、封印又は表示をしたものについて、これを除去し、差し押えた物件はこれを返還し、差押通知書を発したものは解除を通知しなければならない。

(加入保証金又は契約保証金の決定)

第三十一条 差押をした財産の入札又は競売に対する加入保証金又は契約保証金は、買受希望人各自の公売財産見積価格の百分の五以上の額とし、所長がその都度これを定める。但し、所長においてその必要を認めなるときは、これを徴しなうことができる。

(徴収の引継手続)

第三十二条 所長は、差押をなすべき財産が、他の管轄区域にあるときは、第四十九号様式による県税徴収引継書をもつて関係所長に徴収の引継をしなければならない。

2 前項の引継を受けた所長は、二十日以内に当該滞納額を測定し、及び引受通知をしなければならない。

3 第一項の引継をした所長は、前項の引受通知により当該滞納額を減額しなければならない。

(徴収の嘱託)

第三十三条 所長は、滞納者の住所、居所又は財産が県外にあるためその徴収の嘱託をしようとするときは第五十号様式による徴収嘱託書によりその所在地の都道府県知事又はその委任を受けた吏員に対してこれをしてなければならない。

2 所長は、前項の規定により徴収の嘱託をしたときは第五十一号様式による県税徴収嘱託簿を備え、これを整理しなければならない。

(徴収の受託)

第三十四条 所長は、他の都道府県知事又はその委任を受けた吏員から徴収の嘱託を受けたときは第五十二号様式による徴収受託簿に記載し、これを整理しなければならない。

(過誤納金整理簿)

第三十五条 所長は、第五十三号様式による過誤納金整理簿を備え、これを整理しなければならない。

(犯則取締に関する書類の様式)

第三十六条 法第七十一条の三、第七十二条の七十三、第七十三条の四十一、第七七条、第三百三十九条、第七百七十四条及び第二百五条の規定によつて、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定を準用する場合における犯則事件に関する書類の様式は次の各号に定めるところによる。

- 一 犯則事件調査てん末書 第五十四号様式
- 二 差押(領置)目録 第五十五号様式
- 三 差押又は領置物件の封印紙 第五十六号様式
- 四 保管証 第五十七号様式
- 五 犯則事件引継書 第五十八号様式
- 六 犯則事件報告書 第五十九号様式
- 七 通知書 第六十号様式
- 八 通知書 第六十一号様式



















## 第六号様式

第 号

## 自動車税の納税に関する証明書

車輛番号		
所有者又は使用者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
滞納の有無	(納期限昭和 年 月 日までに係る分)	
滞納の事由		

上記のとおり証明する

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 印

## 第五号様式

第 号

## 娯楽施設利用税の納税に関する証明書

経営者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
施設	種類	
	所在地	
	名称	
滞納の有無	(申告納付期限昭和 年 月 日までに係る分)	
滞納の事由		

上記のとおり証明する。

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏 名 印



第十号様式

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

市町村 長 氏 名 宛

昭和 年度 県民税徴収取扱費に関する報告書  
前後 期分

区分	算定の基礎				徴収取扱費	摘要
	算定の区分	年度別	基本	合第八条の割合		
法第四十七条第一項の規定による区分	一号 徴税令書	現年度	枚	円	円	
		過年度	枚	円	円	
	該当 特別徴収に係る納税義務者に対する通知	現年度	枚	円	円	
		過年度	枚	円	円	
二号 該当 県金庫への 払込金額	現年度		円			
	過年度		円			
	滞納繰越		円			
三号 該当	還付した過誤納金額	滞納繰越	円	/		
四号 該当 同上に対する還付加算金額	現年度		円	/		
	過年度		円	/		
	滞納繰越		円	/		
五号 該当	納期前納付に対する報奨金額	現年度	円	/		
合	計		/	/		

第九号様式

第 号

昭和 年 月 日

市町村 長 殿

県税事務所長 氏 名 宛

県民税所得割の課税総額配賦通知書

年度	配賦額	課税総額	円			
			万	千	百	十
昭和 年度	税目	県税条例第三十一条第一項及び第二項の規定による算定額				
		県税条例第三十一条第三項の規定による減配額				
県民税	配賦決定額					

地方税法第三十三条及び県税条例第三十一条の規定によつて上記の通り決定したので、県税条例第三十二条の規定によつて通知します



第十二号様式

第 号		固定資産課税台帳に登録された 不動産の価格等の通知書	
取得者	住所又は居所		
	氏名又は名称		
旧所有者	住所又は居所		
	氏名又は名称		
取得年月日及びその事由			
不動産の所在地			
地 番			
土地	地 目		
	地 積		
地	固定資産課税台帳に登録された価格		
建 物	区 分	種類及び構造	
	一	階	
	二	階	
	三	階	
	計		
固定資産課税台帳に登録された価格			
摘 要			
地方税法第七十三条の二十二及び鳥取県税条例第六十六条の規定により 上記のとおり通知します。 昭和 年 月 日 県 税 事 務 所 長 殿 市 町 村 長 氏 名 園			

第十一号様式

第 号		不動産の価格の決定通知書	
取得者	住所又は居所		
	氏名又は名称		
不動産の所在地			
家屋の種類及び構造			
床面積	一	階	
	二	階	
	三	階	
	計		
取得年月日		昭和	年 月 日
決定価格			
決定年月日		昭和	年 月 日
摘 要			
地方税法第七十三条の二十一第二項の規定により上記のとおり 決定したので、同条第三項の規定により通知します。 昭和 年 月 日 市 町 村 長 殿 県 税 事 務 所 長 氏 名 園			











第二十四号様式

利用券用紙返納書  
利用券引換券

昭和 年 月 日		経営者等	住所		
県税事務所長 殿			氏名又は名称印		
施設	種類	商号			
	期間				
	所在地				
利用券(利用券引換券)の種類	利用料金(税込)	受入数	使用数	既納返数	返納数

摘要

第二十三号様式

利用券用紙交付申請書  
利用券引換券

昭和 年 月 日		経営者等	住所又は居所			
県税事務所長 殿			氏名又は名称印			
施設	種類	商号				
	期間					
	所在地					
利用券(利用券引換券)の種類	利用料金(税込)	本月中受払			残数	所要数
		受入	払出	繰越		
		前月の繰越	本月の使用数	本月の返納数		

摘要

00785

第二十六号様式

遊興飲食税の領收証に関する特例承認申請書

昭和 年 月 日		特義 別務 徴者 收	住 所	
県税事務所長 殿			氏名又は 名称印	
経営場所	種 類			
	商 号			
	所在地			
特例適用期間				
県が作成する用紙 によることができ ない事由（領收証 の発行を省略する 事由）				

00784

第二十五号様式

特別 利用券 発行承認申請書  
利用券引換券

昭和 年 月 日		経営者等	住 所	
県税事務所長 殿			氏名又は 名称印	
施設	種 類	商号		
	期 間			
	所在地			
利用券（利用券引換券）の種類	利用料金（税込）	番 号	枚 数	摘 要
		自		
		至		
		自		
		至		
県が作成する 用紙によるこ とができない 事 由				







第三十号様式 鳥取県 民税徴収猶予整理簿

整理番号	徴収番号	事業年度	納期限	税額	猶予した額	猶予期限	法人名	摘要

備考  
 摘要欄には次のように記載して結末を明らかにすること  
 猶予期限内に完納したとき 完納 年 月 日  
 完納しないため督促状を差付したとき 完納督促 年 月 日  
 猶予を取り消したとき 取消 年 月 日

第三十号様式 不動産取得税徴収猶予整理簿

整理番号	第	号	住所又は居所	
徴収猶予年月日	昭和	年	月	日
取得した土地の うち住宅建築 予定地	所在地			
	地目			
	地積			
	取得年月日	昭和	年	月
上記の土地に対する税額	格			円
	額			円
	子税額			円
住宅	着工予定年月日	昭和	年	月
	完成予定年月日	昭和	年	月
取消決定年月日	昭和	年	月	日
徴収猶予事由				
摘要				



第三十三号様式

所長	出納員	復命者	職名	氏名	⑩								
			職名	氏名	⑩								
復命書													
出張先	期間	自昭和 至昭和	年 月 日	日間	現金領収簿 滞納延分執行停止 見込額 同 上 金 額								
概況													
税目	現金	領額	人員	差押額	見込額	滞納延分執行停止 見込額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
	金	額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
滞納枚数	枚			未滞 納 枚	手 数	枚							

- 備考
1. 税目は節税と定めること。見込額は滞納延分執行停止の理由、延分執行状況を記載すること。
  2. 概況は滞納延分執行停止の理由、延分執行状況を記載すること。
  3. 歳入歳出外現金があるときは別記すること。

第三十四号様式

領収証書用紙及び徴収現金引継簿

所長	出納員	主査	領収証書用紙			引継現金	引継年月日	職名	氏名
			出張前 引受高 枚数	自 至 枚	自 至 枚				
			第 号	自 至 枚	自 至 枚				

- 備考
1. 使用枚数は第 号様式復命書の「現金領収額人員数」と符合すること。
  2. 引継現金は同書「現金領収金額」と符合すること。
  3. 出張前引受高の欄は出張前記載すること。



第三十八号様式

債権差押通知書

債権者	住所又は居所 氏名又は名称	債権者	住所又は居所 氏名又は名称	表差押債権示の		滞納金額		督促手数料	延滞加算金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	滞納処分費	督促指定期限	摘要	
				年度	期(月)別納期限	目税額	延滞金									

右債権者の滞納金額を徴収するため前記の債権を差し押えたから昭和  
この通知を受けた後債権者に対して支払つてもその支払は無効です。  
右通知します。

住所 昭和 年 月 日 県税事務所長 氏  
名 殿

第三十七号様式

差押調書

滞納者	住所又は居所 氏名又は名称	表差押財産示の		滞納金額		督促手数料	延滞加算金	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	滞納処分費	督促指定期限	摘要	
		年度	期(月)別納期限	目税額	延滞金									

右金額を徴収するため昭和 年 月 日 日本人(又は本人不在につき何某) 立会の上前記の財産を差し押え、  
昭和 年 月 日 何処においてこの調書を作る。

県税事務所 職 氏  
郡(市)町(村)大字 番地  
立会人 氏 名  
名 印

備考 滞納者又はその他の立会人をして差押財産の保管をさせるとき又は立会人に本書の謄本を交付したときは、保管又は受領の旨を本書の末尾に記載させ署名なつ、印を徴して保管証又は受領証に代えることができる。





第四十二号様式

県税滞納処分による差押物件封緘

県 税 事 務 所

滞納処分行吏員の印

用紙寸法 縦 十センチメートル 横 三センチメートル

注 意

この封印を損かいたときは二年以下の懲役又は一  
万五千円以下の罰金に処せられる

第四十一号様式

計 算 書

収 入 支 出

種 目 金 額 種 目 金 額

計						計			
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

右のとおりです

昭和 年 月 日

県税事務所長 氏

名 印

住 所 氏 名 殿

第四十三号様式

滞納処分の執行停止通知書

第 号

滞納者 住所又は居所  
氏名又は名称

差押財産の表示

区分	年度	期(月)別	納期限	税目	停止する				摘要
					税額	延滞金	督促手数料	追加算金	

上記の滞納金額につき国税徴収法第十二条の規定を適用し滞納処分の執行を停止する。  
上記の取扱は処分の執行停止により納税の資力の回復に猶予期間を与えたものであるから、資力の回復に努め一日も早く自主的に納税義務を完了せられたい。

昭和 年 月 日

県税事務局長 氏 名 園

第四十四号様式

滞納処分の執行停止取消通知書

第 号

滞納者 住所又は居所  
氏名又は名称

区分	年度	期(月)別	納期限	税目	中止中の				摘要
					税額	延滞金	督促手数料	追加算金	

上記の滞納金額につき昭和 年 月 日から滞納処分の執行を停止していたが、本日これを取り消したので直ちに完納せられたい。

昭和 年 月 日

県税事務局長 氏 名 園

第四十五号様式

滞納処分執行停止整理簿

氏名又は名称

整理番号

職業

電話番号

住所又は居所

号

停止年月日

昭和 年 月 日

停止取消年月日

昭和 年 月 日

停止の取消理由

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

収入額

停止の理由

停止の取消理由

停止中の納付 (納入)

収入額

収入額

収入額

収入額

収入額

滞納年度

納税目

停止督促手数料

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

滞納年度

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

滞納処分費

00807

第四十六号様式

滞納処分の執行猶予通知書

第

号

住所又は居所

滞納者 氏名又は名称

財産差押の表示

区分

年 度

期(月) 別

納期限

税 目

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額

滞 納 金 額